

京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定運営委員会及び
京都市西京区桂坂にれのき南地区建築協定運営委員会の運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定(以下、「北地区協定」という。)第20条及び京都市西京区桂坂にれのき南地区建築協定(以下、「南地区協定」という。)第20条に基づき、京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定運営委員会及び京都市西京区桂坂にれのき南地区建築協定運営委員会(以下、「委員会」という。)の運営に関する必要な事項について定める。

(運営委員会)

第2条 委員会は、にれのき自治会運営委員会と一体となって連携運営するものとする。

(建築物等の計画の承認)

第3条 北地区協定第14条第2項又は南地区協定第14条第2項の承認を受けようとする者は、北地区協定又は南地区協定の建築協定承認申請書を事前に委員会に届け出なければならない。

2 前項による申請書は、新築又は建築基準法による建築確認申請を要する増改築については3部、それ以外のものについては2部提出するものとし、委員会が必要と認めた図書、外壁及び屋根の見本等審査に必要なものを添付しなければならない。

3 申請書は、委員会役員、にれのき自治会班長、又は委員会と届出について覚書を交わした第三者機関(以下、「第三者機関」という。)を経て委員会に提出するものとする。

4 委員会は、申請書を受理したら速やかに審査を行い、協定に違反がないことを確認した後、申請書に承認したことを証する委員会印を押印し、申請書の1部を返却するものとする。

5 委員会は、申請書の内容を審査するにあたり、第三者機関に審査を委託することができる。

6 委員会は、申請書の保管を第三者機関に委託することができる。

(総会)

第4条 京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定総会及び京都市西京区桂坂にれのき南地区建築協定総会(以下、「総会」という。)を年1回開催する。

(役員を選任方法)

第5条 北地区協定第18条及び南地区協定第18条に定められた役員は、にれのき自治会運営委員会の推薦を受けたもののうち総会で承認を受けた者とする。

(その他)

第6条 協定及びこの細則に規定するもののほか、重要な事項については、委員会で審議し、総会において承認を受けなければならない。

2 その他の事項については、委員会で承認を行い、その内容を総会で報告しなければならない。

(補則)

第7条 この細則の改廃については、総会で過半数の合意を得ることとする。

(附則)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この細則は、平成26年4月6日から施行する。

(附則)

この細則は、平成28年4月3日から施行する。